

裁判所まで ひとつ跳び

弁護士に依頼
した事件、ど
うなるの？



弁護士に交通事故による損害賠償事件を委任した場合、どのように損害を算定して請求するかを、Q & Aの形でまとめてみました。今回は、多少難しいところもありますが、参考にしていただければと思います。

1

交通事故にあったのですが、加害者にどのような損害を請求できるのでしょうか。

事故により、現実に出した治療費、通院費などや、事故がなければ得られたはずの休業損害、後遺症や死亡による遺失利益、入院・通院に対する慰謝料、後遺障害に対する慰謝料が請求できます。

注 交通事故で、死亡したり、後遺障害が残った場合に、将来得られたはずの利益を遺失利益といいます。

3

葬儀費用等は支払ってもらえるのでしょうか。

葬儀関係費用も請求できます。しかし、葬儀費用については、現実にかかった金額ではなく、通常は150万円とするのが、裁判上の基準です。

4

大きく分けて、給与所得者、事業所得者、家事従事者、無職・学生別に請求します。

給与所得者の場合は

事故前の収入を基礎として、現実の収入減を請求できます。勤務先発行の休業損害証明書や源泉徴収票等によって、休業期間と事故前の収入を、診断書等によって休業の必要性を証明する必要があります。

事業所得者の場合は

現実の収入源があった場合に認められます。過去数年分の確定申告書によって、現実の収入減を証明する必要があります。

休業損害や遺失利益には、どの程度を請求できるのでしょうか。

家事従事者の場合は

専業主婦等の家事従事者は、現実の収入はありませんが、家事労働も財産的評価が可能なので、家事に従事できなかった期間の休業損害を請求できます。その場合の算定の基礎となる収入は、女子労働者の全年齢平均賃金などによって定型的に計算されます。

無職者の場合は

労働能力・意欲があり、かつ、治療期間中に就職できた可能性が高かった場合には、認められることもあります。

注 パート等の収入がある場合には、現実の収入額と女子労働者の平均賃金額の高位が基準となります。

注 学生については、現実収入があれば認められます。また、治療が長引き、卒業や就職が遅れた場合には、それらが遅れたことにもよりますが、収入の減少が損害として認められることもあります。

2 治療費等かかった費用はどのように請求するのですか。

完治あるいは症状が固定するまでの入院費、診察料等の治療費を請求できます。診断書や診療報酬明細書、領収書などの資料を用意してください。

通院のためかかった交通費、看護のための近親者の交通費も請求できます。入院中にかかる雑費については、1日につき1500円とするのが裁判上の基準

注 必要性のない過剰診療の場合は、支払が否定されることがあります。その他、医師への謝礼金、将来の手術費・治療費等、学生・生徒・幼児等の学費、保育費、通学料添費、義眼・義足などの器具購入

費を請求できます。職業付添人の場合には、実費全額を請求できるので、領収書等を散逸しないようにしましょう。また、近親者が付き添う場合は、入院の場合1日6500円、通院の場合1日3300円が、裁判上の基準とされています。

及び将来の交換費、家屋の改修費なども認められる場合がありますが、これらについては、必要性や相当性が問題になることも多いです。

5

入院中の慰謝料には基準があるのでしょ

まず、被害者の基礎となる収入を確定します①。そして、もし被害者が生きていたら就労可能であった年数を決定します②。①と②を掛けると、被害者が生きていたら得られたはずの収入総額が算出できますが、実際には、これは、毎月あるいは毎年取得するはずのもの

で、一括に取得できないはずのものです。注 実際には、就労可能年数に対応する中間利息控除のための係数(ライブニッツ係数)を掛けると、被害者が生きていたら得られたはずの収入総額が算出できますが、実際には、これは、毎月あるいは毎年取得するはずのもの

7

後遺症の場合の遺失利益はどのように算定されるのですか。

症状固定後に障害が残存する場合には、医者に後遺障害診断書を作成してもらい、後遺障害等級表に当てはめて、自算会というところが、等級認定を行います。後遺障害等級表には、認定された等級に対応する労働能力喪失率が記載されており、裁判実務上では、将来にわたって喪失した労働能力の割合をこの喪失率によって算定しています。例えば、膝や足首の関節などの局所に、頑固な神経症状による疼痛が残存する40歳の被害者(年収600万円)の等級が、第12級とされ、14%の労働能力が喪失したとすると遺失利益は、600万円×0.14(喪失率)×14,643(40歳のライブニッツ係数)=1230万0120円となります。

注 これ以上治療を継続しても症状の改善が望めなくなったことを症状固定と呼び、残存する障害を後遺障害と呼びます。無職者であっても、労働能力や意欲がある場合には、認められます。専業主婦についても、休業損害のところで述べたように、家事労働に財産上の利益があると認められているので、遺失利益は認められます。後遺障害の認定は、被害者から

9

交通事故の裁判で、よく問題となる点は、どのようなことですか。

まず、被害者に過失があるとして、過失相殺が争われることがよくあります。

多くの事例について、今までの裁判例の蓄積により、画一的な過失相殺割合の基準がありますので、その基準に基づいて判断されることが多いです。

注 過失割合が争われる場合は、加害者の刑事記録を取り寄せて検討することが不可欠となります。

次に、収入の変動の幅が大きかったり、証拠が乏しい場合に、休業損害や遺失利益算定の基礎収入につき争われることもよくあります。収支の証拠は、日ごろから散逸しないようにすることが必要です。

注 収入を証明できない場合には、労働者の平均賃金を用いて基礎収入を確定する例が多いです。

6

死亡の場合の遺失利益はどのように算定するのですか。

まず、被害者の基礎となる収入を確定します①。そして、もし被害者が生きていたら就労可能であった年数を決定します②。①と②を掛けると、被害者が生きていたら得られたはずの収入総額が算出できますが、実際には、これは、毎月あるいは毎年取得するはずのもの

で、一括に取得できないはずのものです。注 実際には、就労可能年数に対応する中間利息控除のための係数(ライブニッツ係数)を掛けると、被害者が生きていたら得られたはずの収入総額が算出できますが、実際には、これは、毎月あるいは毎年取得するはずのもの

か、損害賠償は一括で取得できるので、その分の中間利息も差し引く必要があります。

さらに、生きていれば支出していたはずの生活費等の支出がなくなったので、収入のうち生活費の占める割合を差し引いて、算出された額が遺失利益となります。

なお、裁判実務上の平均就労可能年数は67歳までです。また、被扶養者が2人以上いる一家の支柱の被害者の生活費割合は30%になります。

学生等は賃金センサスによる収入、給与所得者の基礎収入については、その後の昇給の可能性も考慮されることもあります。

例 年収400万円男子年齢30歳の会社員(妻子あり)の死亡遺失利益
 $4,000,000円 \times 16.7112 \times (1-0.3) = 46,791,360円$

8

死亡・後遺症慰謝料はどのくらい請求できるのですか。

一家の支柱が死亡した場合は2800万円、また、先ほどの12級の後遺障害の場合、290万円が基準となります。

10

裁判になると、長くなるのではないですか。

交通事故の場合、多くの問題点につき、これまでの裁判の蓄積により、一定の基準が確立されており、その基準に基づいて、比較的早期に判決が得られます。

一般的に、保険会社の基準よりも裁判所の基準の方が高いので、保険会社の提示する賠償額に不満がある場合は、裁判にした方がよい場合も多いです。